

関西女子短期大学

学外実習に関する内規

保育学科（長期履修学生を含む）

（学外実習の履修要件）

第1条 幼稚園教諭二種免許状あるいは保育士資格に係る学外実習の履修要件は、次に掲げる条件を基準に、実習を行うために必要な学力等が総合的に備わっている者とする。

2 教育実習（観察実習）については、下記の科目を受講し終えていること。
「幼児音楽」「ピアノⅠ」「幼児造形」「教育原理（教育制度、学級及び学校経営を含む）」「保育原理」「保育の心理学」「子どもと音楽表現」

3 教育実習（観察実習を除く）については、「教育原理（教育制度、学級及び学校経営を含む）」を受講し終え、下記の要件も満たしていること。

(1) 下記の科目のうち、前年度までに開講されている科目から13科目以上を単位修得していること。

「幼児音楽」「ピアノⅠ」「ピアノⅡ」「幼児造形」「幼児体育」「教育原理（教育制度、学級及び学校経営を含む）」「保育原理」「子ども家庭福祉」「保育の心理学」「幼児理解と教育相談」「特別支援教育論」「子どもと健康」「子どもと人間関係」「子どもと環境」「子どもと言葉」「子どもと音楽表現」「子どもと造形表現」「保育内容演習（音楽表現）」

(2) 実習開始前に、「ピアノⅠ」「ピアノⅡ」「ピアノⅢ」のいずれかの科目を3期連続履修し受講し終えていること。

(3) 前年度の春学期及び秋学期のGPAが連続して1.6未満でないこと。

4 「保育実習Ⅰ（保育所）」「保育実習Ⅰ（施設）」については、「保育原理」を受講し終え、下記の要件も満たしていること。

(1) 下記の科目のうち、実習時期の当該年度の春学期までに開講されている科目から8科目以上を単位修得していること。

「幼児音楽」「ピアノⅠ」「幼児造形」「教育原理（教育制度、学級及び学校経営を含む）」「保育原理」「子ども家庭福祉」「保育の心理学」「子どもと音楽表現」「社会的養護Ⅰ」「乳児保育Ⅰ」

(2) 下記の科目を受講し終えていること。

「ピアノⅡ」（ただし、「ピアノⅠ」再履修者は、1年生終了時に「ピアノⅠ」の単位修得の要件を満たしていること）「幼児体育」「特別

支援教育論」「幼児理解と教育相談」「子どもと健康」「子どもと人間関係」「子どもと環境」「子どもと言葉」「子どもと造形表現」「保育内容演習（音楽表現）」「乳児保育Ⅱ」「社会的養護Ⅱ」

- 5 保育実習Ⅱ、保育実習Ⅲについては、「保育原理」並びに「保育実習指導Ⅰ（保育所）」「保育実習指導Ⅰ（施設）」を受講し終え、下記の要件も満たしていること。

(1) 下記の科目のうち 17 科目以上を単位修得していること。

「幼児音楽」「ピアノⅠ」「ピアノⅡ」「幼児造形」「幼児体育」「教育原理（教育制度、学級及び学校経営を含む）」「保育原理」「子ども家庭福祉」「保育の心理学」「幼児理解と教育相談」「特別支援教育論」「子どもと健康」「子どもと人間関係」「子どもと環境」「子どもと言葉」「子どもと音楽表現」「子どもと造形表現」「保育内容演習（音楽表現）」「社会的養護Ⅰ」「乳児保育Ⅰ」「乳児保育Ⅱ」「社会的養護Ⅱ」

(2) 1 年次春学期から 2 年次春学期まで、「ピアノⅠ」「ピアノⅡ」「ピアノⅢ」のいずれかの科目を連続履修し受講し終えていること。

(3) 前年度の春学期及び秋学期の G P A が連続して 1.6 未満でないこと。

（学外実習に関する学内授業等）

第 2 条 学外実習に関する学内授業（人権教育を含む）及びオリエンテーションは必ず出席しなければならない。

- 2 病気、その他やむをえない理由で欠席する場合は、すみやかに保育研究室に連絡し、担当教員の指示に従わなければならない。
- 3 学外実習の履修に関して担当教員の指示に従わない場合は、その履修を認めない。

（学外実習の期間）

第 3 条 学外実習の期間は次の通りとする。

- | | |
|--------------------|---------|
| 一、教育実習（幼稚園観察実習） | : 1 週間 |
| 二、教育実習（幼稚園実習） | : 3 週間 |
| 三、保育実習Ⅰ（必修保育所実習） | : 80 時間 |
| 四、保育実習Ⅰ（必修施設実習） | : 80 時間 |
| 五、保育実習Ⅱ（選択必修保育所実習） | : 80 時間 |
| 六、保育実習Ⅲ（選択必修施設実習） | : 80 時間 |

（学外実習の欠席）

第4条 学外実習の期間中に病気、就職試験その他やむをえない理由で学外実習を欠席する場合は、事前に実習園等に申し出て許可を得なければならない。

(内規の改正)

第5条 この内規の改正は、教務委員会及び大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

1. 本内規は平成11年4月1日より施行する。
2. 本内規は平成13年4月1日より施行する。
3. 本内規は平成14年4月1日より施行する。
4. 本内規は平成15年4月1日より施行する。
5. 本内規は平成16年4月1日より施行する。
6. 本内規は平成17年4月1日より施行する。
7. 本内規は平成19年4月1日より施行する。
8. 本内規は平成20年4月1日より施行する。
9. この内規は平成21年4月1日より施行する。ただし、平成20年4月1日以降に保育科に入学の者からこれを適用する。
10. 本内規は平成22年4月1日より施行する。
11. 本内規は平成23年4月1日より施行する。
12. 本内規は平成24年4月1日より施行する。
13. 本内規は平成26年4月1日より施行する。
14. 本内規の改正は、平成27年4月1日より施行する。
15. 本内規の改正は、平成28年4月1日より施行する。ただし、平成27年4月1日以降に保育学科に入学の者からこれを適用する。
16. 本内規の改正は、平成29年4月1日より施行する。
17. 本内規の改正は、平成30年4月1日より施行する。
18. 本内規の改正は、平成31年4月1日より施行する。
19. 本内規の改正は、令和3年4月1日より施行する。
20. 本内規の改正は、令和5年4月1日より施行する。ただし、第1条第1項については、在籍している全ての学生に適用する。
21. 本内規の改正は、令和6年4月1日より施行する。